

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付のご案内 【公務員の方】



子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

はじめに・・・申請が必要な方は以下の方です

今回、支給を受けるにあたって

- ①平成15年4月2日から平成18年3月31日生まれの児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）と同等未満の所得である）の保護者
- ②令和4年3月31日までに生まれた児童手当（本則給付）支給対象児童の保護者
- ③所属庁から児童手当（本則給付）を受給している公務員は**申請が必要です**。

1. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

次に記載する児童が対象になります。

- ①令和3年9月分の児童手当（本則給付）支給対象となる児童
- ②9月30日時点で**高校生**（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の場合）
- ③令和4年3月31日までに生まれた児童手当（本則給付）の支給対象児童（**新生児**）

2. だれがもらえるの？（支給対象者）

上記に記載のある児童の保護者のうち、令和3年10月分の児童手当（本則給付）を所属庁から受給している方に支給されます。

3. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、10万円です。

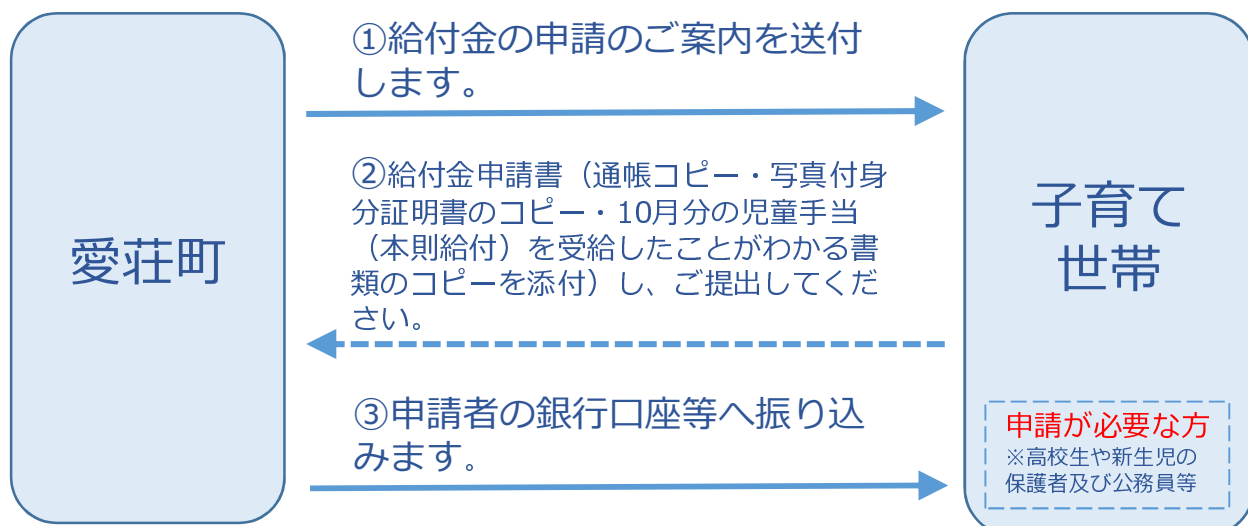
4. いつもらえるの？（支給時期）

申請書の受付後、書類審査を経て1月末から順次支給を開始します。

5. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

所属庁で児童手当（本則給付）を受給している保護者名義の申請口座に振り込みます。

裏面に続きます。必ずご確認ください！



こんなときはどうなるの？

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 9月30日時点での住所地市町村にお問い合わせください。

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 令和3年9月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、愛荘町で子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）の支給を受けることができます場合がありますので、なるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）については、他方の配偶者等は支給を受けられません。

お問い合わせは



愛荘町役場 子ども支援課
「子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）」担当
電話：0749（42）7693（土日祝を除く8時30分から17時15分）

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する**“振り込め詐欺”**や**“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに愛荘町から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに愛荘町の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。